

消防法施行令の一部を改正する政令等について

令和4年9月
消防庁予防課

【概要】

令和2年12月から令和3年4月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等について見直すほか、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類について合理化するものである。

【改正法令等】

- ・消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）
- ・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）
- ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号）
- ・消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に關し必要な細目（平成16年消防庁告示第25号）
- ・消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準（平成16年消防庁告示第18号）
- ・不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（新規制定）

1 消防法施行令の一部を改正する政令について

【改正内容】

○ 既存防火対象物に設置されている一定の不活性ガス消火設備を最新の技術上の基準が適用される遡及対象設備に追加【令第34条関係】

二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策等を踏まえ、新たに総務省令で定めることとしている設置及び維持に関する技術上の基準の一部を既存設備に対しても遡及して適用させるため、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の2の5に基づく不遡及の原則が適用されない消防用設備等に一定の不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するもの、不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）を加える。

○ 消防設備士等による点検の実施【令第36条関係】

現行法令では、延べ面積が1,000m²未満の駐車場（令別表第一（13）項に掲げる防火対象物）等の場合、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者（※）（以下「消防設備士等」という。）でない者が点検を行うことによいこととされているが、二酸化炭素消火設備が設置されているもののように、防火対象物によっては、消防設備士等でない者が点検要領の手順を徹底することは難しく、事故発生のリスクが高いものもあるため、消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物に総務省令で定める防火対象物を加えるための根拠規定を整備するもの。

※ 総務省令で定める資格を有する者：消防設備点検資格者のこと。電気工事士や建築士などの資格を有する者や一定の学歴を有する者で、点検に関し必要な知識や技能を習得することができる講習を修了し、免状の交付を受けている者。

【施行期日】

令和5年4月1日

2 消防法施行規則の一部を改正する省令について

(1) 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止を図るための規定の整備について

【改正内容】

○ 既存設備であっても最新の技術上の基準が適用される不活性ガス消火設備の特定等【規則第33条の2関係】

令第34条第2号に規定する総務省令で定める不活性ガス消火剤として二酸化炭素を定めるとともに、同号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものとして、①閉止弁の設置、②二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置、③防護区画内立入り時の閉止弁の閉止等、④点検時にとるべき措置を定めた図書の備付け、⑤消火剤放出時の立入り制限に係る規定を定めるもの。

○ 消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物【規則第31条の6の2関係】

令第36条第2項第4号に規定する消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物は、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられているものとするもの。

○ 二酸化炭素消火設備に関する基準の追加【規則第19条及び第19条の2関係】

二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策等を踏まえ、不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目として、全域放出方式の二酸化炭素消火設備に関し、以下を定めるもの。

- ・起動用ガス容器を設けること
- ・起動装置には、消火剤の放出を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること
- ・自動式の起動装置の場合には、二以上の火災信号により起動すること
- ・常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた場合の音響警報装置は音声によること
- ・集合管又は操作管に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること
- ・二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に二酸化炭素の危険性等に係る標識を設けること
- ・閉止弁は、工事、整備、点検等により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態を維持すること
- ・自動手動切替え装置は、工事、整備、点検等により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持すること
- ・消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に立ち入ることのないように維持すること
- ・設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた図書を備えておくこと

○ その他所要の規定の整理を行うもの

【施行期日】

令和5年4月1日

【経過措置】

本改正省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、改正後の規則における閉止弁の設置に係る規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする等の所要の経過措置を設けるもの。

(2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類について

【改正内容】

- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類の合理化【規則第31条の3及び第33条の18関係】
　　国民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、添付書類を削減するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

3 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件について

【改正の内容】

別表第6に定められている不活性ガス消火設備の点検の基準について改正するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

4 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件について

【改正の内容】

消防設備士講習の講習科目に、工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点を追加するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

5 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件について

【改正の内容】

消防設備点検資格者の講習及び再講習の講習科目に、点検における保安に関する要点を追加するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

6 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定める件について

【改正内容】

不活性ガス消火設備に設けられる閉止弁に関する基準を新設するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日